

治療の実施状況について（所定疾患施設療養費）

【所定疾患施設療養費について】

平成24年4月介護報酬改定により、入所者さまの医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾患を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されるようになりました。

当施設では所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者さまの健康や安心につなげていきたいと考えております。

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合（肺炎の者または尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る）に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは出来ないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④ 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。